

## 津堅島訓練水域における米軍のパラシュート降下訓練に対する意見書

去る1月8日に、在沖米海軍艦隊活動司令部からうるま市津堅島訓練水域で米空軍のパラシュート降下訓練を1月9日に行なうとの通知がなされたが、天候を理由に翌日1月10日までに訓練を行なうとの変更通知があった。しかし、実際には1月9日に訓練を実行したことが明らかになったが、曖昧な日程しか示さず訓練を実行した米軍の一連の行動は、あまりにも身勝手に、地域住民を無視した訓練であり、米軍に対する不信感は募るばかりである。

津堅島訓練場の主たる使用目的は、在沖米軍基地の使用条件についての日米合意(5・15メモ)では、「訓練場」とだけの記述になっており、水域は水陸両用訓練に使用するとあるが、パラシュート訓練には触れられていない。また、訓練中であっても使用を妨げない限り、漁業または船舶の航行には制限がないとされていることから津堅島との定期船や漁船等が頻繁に航行する市民生活に欠かせない重要な水域でもある。

このような津堅島訓練水域でのパラシュート降下訓練中に、同水域を船舶等が通過することもあり、または風向きによって訓練水域外に落下して重大な事故につながる可能性も否定できず、極めて危険である。

米軍のパラシュート降下訓練は、平成8年12月に日米特別行動委員会(SACO)最終報告で、伊江島補助飛行場に移転されたにもかかわらず、津堅島訓練水域でパラシュート降下訓練を行なったことは、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

よって、うるま市議会は、市民の生命・財産、安全を守る立場から津堅島訓練水域でのパラシュート降下訓練に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要求する。

### 記

1. パラシュート降下訓練の詳細を明らかにすること。
2. 津堅島訓練水域でのパラシュート降下訓練を一切行なわないこと。
3. 日米特別行動委員会(SACO)最終報告を順守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年2月1日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣  
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長